

●香川県告示第361号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を指定する。

平成28年12月9日

香川県知事 浜田惠造

指定区域（廃止済産業廃棄物最終処分場）

指定番号	所 在 地	埋立地の区分
香産-65	坂出市林田町字大番北4286番1の一部、4286番4の一部、4286番5の一部及び4286番7の一部	政令第13条の2第1号

備考

- 所在地は、廃止確認日において有効な地番とする。
- 埋立地の区分の欄中「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- 指定区域ごとの帳簿及び図面は、香川県環境森林部廃棄物対策課において、一般の縦覧に供する。